

令和元年5月20日

平成30年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況について

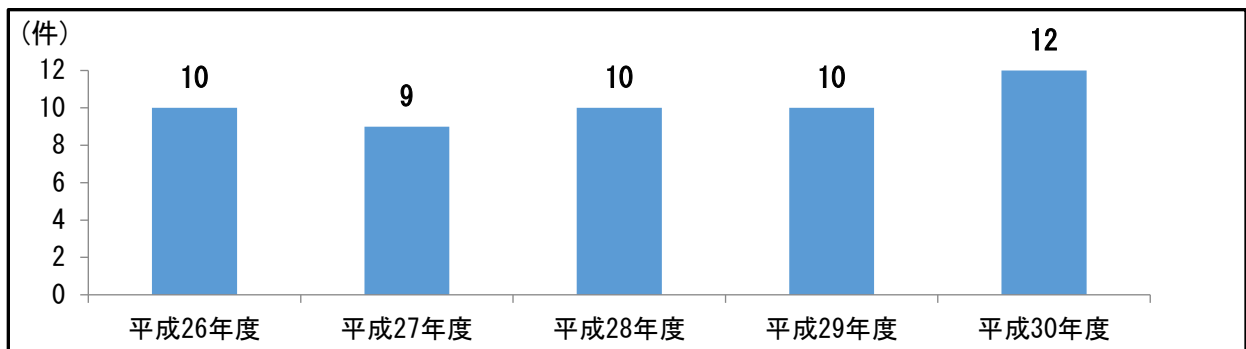
消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者により行われて消費者の財産被害をもたらす事態に対して、消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づき、注意喚起、勧告等を行い、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

平成30年度における消費者安全法（財産事案）の運用状況は次のとおりです。

1 注意喚起の件数

事業者名を公表する注意喚起を12件行いました。各事案の概要は別紙のとおりです。

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起の件数推移】



2 事案の総括

簡単にお金を稼ぐことができるとして、いわゆる情報商材を売りつけたり、参加料と称して高額な費用の支払を要求する事案が非常に多く見られました。

また、前年に引き続き、有料動画サイト等の利用料金が未納になっているとして支払を求める架空請求事案が多く見られたほか、新たに、政府機関の名をかたってはがきを送りつけ、支払わないと訴訟になると脅して多額の金銭を要求する事案が見られました。

さらに、農産物加工品等を一定の期間経過後に利子を付けて買い戻す特約を付けて販売したものの、満期到来後に買戻代金の支払が大幅に遅延していた事案や、有名ブランドの衣料品を格安で販売するかのようには偽物の商品を販売していた事案が見られました。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)7557

平成30年度の消費者安全法（財産事案）の事案概要

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
1	H30. 4. 26 注意喚起	「月収50万円なんて コピーするだけで簡 単に稼げます」など とうたい、多額の金 銭を支払わせる「株 式会社イメージ」に 関する注意喚起	情報商材 等	振込・ クレジッ トカード	<p>「株式会社イメージ」（以下「イメージ」という。）は、「月収50万円なんてコピーするだけで簡単に稼げます！」などとうたって消費者を勧誘し、イメージが販売するツールを用いて編集した動画をインターネット上の動画サイトに掲載するだけでお金を稼げるとして高額なツールの利用料等を消費者に支払わせていたが、実際には、当該ツールを用いて動画サイトに投稿しても、誰もが簡単に稼げる仕組みにはなっていないことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示、不実告知及び断定的判断の提供）。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180426_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
2	H30. 4. 27 注意喚起	法務省の名称を不正に使用して、架空の訴訟案件を記載したはがきにより金銭を要求する事案に関する注意喚起	示談のため の着手 金、供託 金	ギフトカ ードによ る支払	<p>「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」などと称する事業者は、消費者に対して「契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました。このままご連絡なき場合は、(中略)差し押さえを強制的に執行させていただきます。」などと記載したはがきを送りつけていた。不安を覚えた消費者がはがきに記載された連絡先に電話をすると、弁護士会や弁護士のものとする電話番号を教示され、その番号に電話をした消費者に対し、弁護士と称する者が、示談に持ち込むために着手金が必要であるなどとして、金銭を支払うよう要求していた(消費者を欺き、又は威迫して困惑させること)。</p> <p>消費者は、通販サイトのギフト券をコンビニエンスストアで購入して、そのギフト券の番号を伝えるなどして、要求された金額を支払っていた。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180427_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
3	H30. 6. 29 注意喚起	SMSを用いて有料 動画等の未納料金の 名目で金銭を支払わ せようとする「アマ ゾンジャパン合同会 社等をかたる架空請 求」に関する注意喚 起	有料コン テンツの 利用料金	ギフトカ ードによ る支払	<p>アマゾンジャパン合同会社等をかたる事業者は、消費者の携帯電話に「有料動画の未納料金があります。本日中にご連絡無き場合は、法的手続きに移行致します。アマゾン●●」などと記載されたSMSを送信するとともに、SMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「有料動画の未納料金があります。」「保険が使えるので、後から全額返金されます。」などと告げ、有料動画の未納料金の名目で金銭を支払わせようとしていた（消費者を欺き、又は威迫して困惑させること）。</p> <p>消費者は、実際には有料コンテンツ利用料金の未払など生じていないにもかかわらず、通販サイトのギフト券をコンビニエンスストアで購入して、そのギフト券の番号を伝えるなどの方法によって、要求された金額を支払っていた。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180629_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
4	H30.7.6 注意喚起	「真似っこビジネス」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社きれい」に関する注意喚起	情報商材 等	振込み・ クレジッ トカード	<p>「株式会社きれい」（以下「きれい」という。）は、「やることは真似をするだけ！」などとうたって消費者を勧誘し、広田拓海と称する者が考案したとするネットショップの真似をして石けんのネットショップを運営すれば多額の収益が得られるとの旨が記載された情報商材を購入させた上で、サポートサービスも併せて契約しないと売上げを見込むのは難しいなどとして、高額な有料サポートサービスの契約をさせていたが、契約をしてきれいの指示どおりに石けんのネット通信販売を行っても、収益が得られるような仕組みにはなっていないことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180706_0001.pdf</p>
5	H30.8.28 注意喚起	「毎月最低30万円分のビットコインを受け取り続けることができる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社リード」に関する注意喚起	アプリケ ーション ソフトウ ェア等	振込み・ クレジッ トカード	<p>「株式会社リード」は、「ビットコインを生み出す側に立ち、毎月最低30万円分のビットコインを受け取り続けることができる」などとうたい、海外の事業者が運営するビットコインのマイニングサービスを利用できる「オートビットチャージ」と称するアプリケーションソフトウェアを販売していたが、当該ソフトウェアを利用しても簡単に毎月最低30万円分のビットコインを受け取ることができる仕組みにはなっていないことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180828_0001.pdf</p>

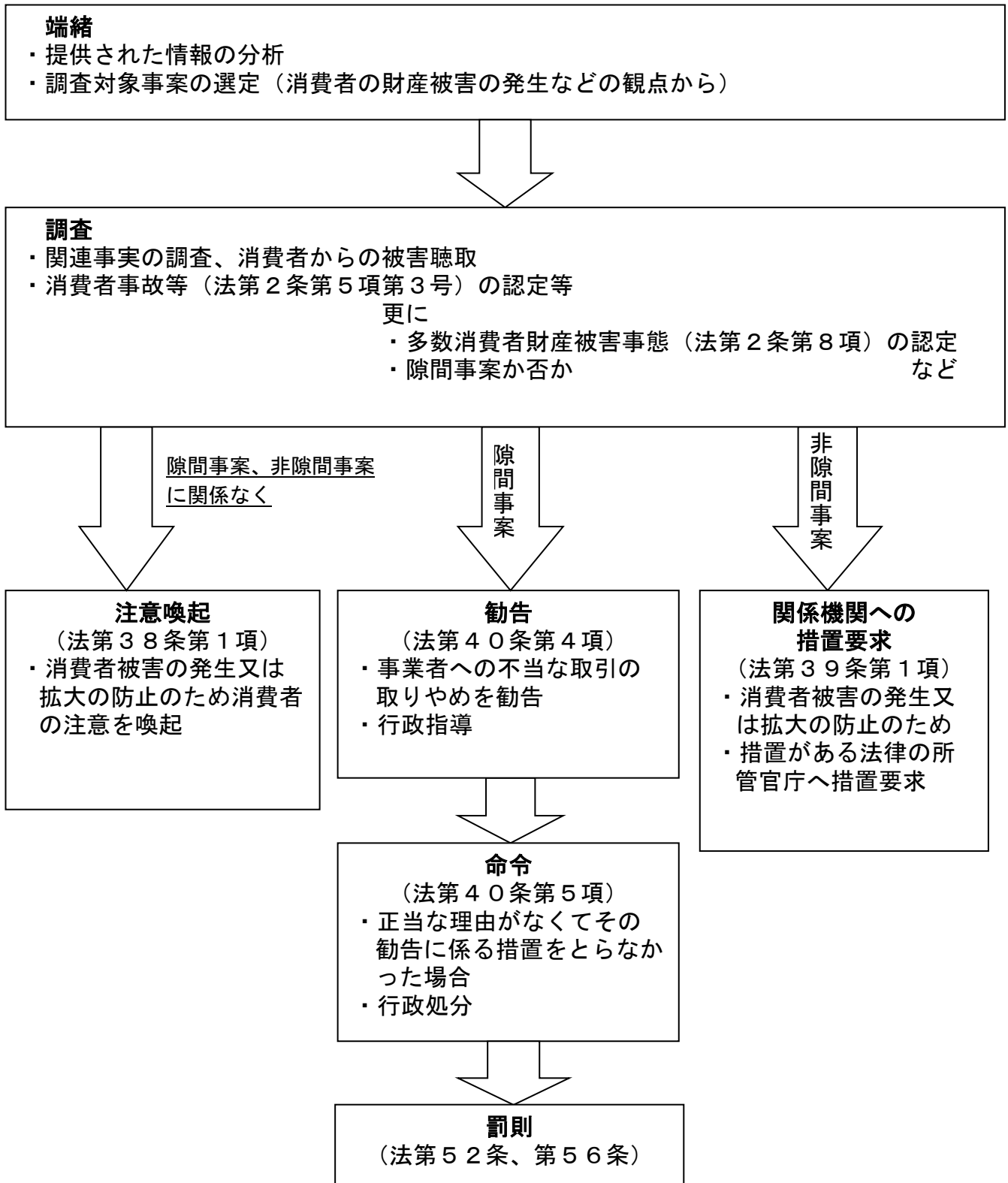
No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
6	H30. 8. 29 注意喚起	「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、毎日1万円収入の最低保証」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社ジパング」に関する注意喚起	投資・運用コースの参加料	振込み・クレジットカード	「株式会社ジパング」は、「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、毎日1万円収入の最低保証」などとうたい、「CLUB THE ZIPANGU」などと称する投資・運用コースの参加料として消費者に高額な費用を支払わせていたが、このような宣伝文句に根拠や裏付けは無いことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180829_0001.pdf
7	H30. 8. 31 注意喚起	「オーナー制度」と称する取引に関し、多額の支払遅延を発生させている「株式会社ケフィア事業振興会」に関する注意喚起	干し柿等	振込み	「株式会社ケフィア事業振興会」（以下「ケフィア」という。）は、「オーナー制度」と称して、干し柿、メープルシロップ、各種ジュース、ぬかどこ、ヨーグルト等多岐にわたる商品を対象に、消費者と買戻特約付売買契約を締結し、形式上消費者が対象商品のオーナーとなり、満期が到来するとケフィアが買い戻す取引をしていたが、平成29年11月頃以降、買戻代金の支払遅延が発生し、平成30年7月31日までに満期を迎えた契約のうち、支払われていない買戻代金の金額は、少なくとも数百億円に達することが判明した（債務の履行遅延）。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180831_0001.pdf

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
8	H30. 9. 11 注意喚起	「画像選択がベースの簡単な作業でお金を稼げる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社ferix」に関する注意喚起	情報商材 等	振込み・ クレジッ トカード	「株式会社 ferix」（以下「ferix」という。）は、「かんたん選択ビジネス」、「写真を選ぶだけで収入UP」などとうたって消費者を勧誘し、ferix が販売するツールを用いて写真から作成した動画をインターネット上の動画サイトに掲載するだけでお金を稼げるとして高額なツールの利用料等を消費者に支払わせていたが、実際には、当該ツールを用いて動画サイトに投稿しても、誰もが簡単に稼げる仕組みにはなっていないことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示及び断定的判断の提供）。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/consumer_policy_caution_180911_0001.pdf
9	H30. 10. 17 注意喚起	「スマホをタップするだけでお金が稼げる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社Quest」に関する注意喚起	情報商材 等	振込み・ クレジッ トカード	「株式会社 Quest」（以下「Quest」という。）は、「スマホをタップするだけでお金が稼げる」などとうたって消費者を勧誘し、Quest が販売するツールを用いて商品を安く仕入れて高く売るいわゆる「せどり」を行うことで、初心者でも収益を上げることができるなどとして、サポートを受けられる高額な有料コースの料金等を消費者に支払わせていたが、実際には、当該ツールを利用してせどりを行っても誰もが簡単に稼げる仕組みにはなっていないことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示及び断定的判断の提供）。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/consumer_policy_caution_181017_0001.pdf

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
10	H30.11.9 注意喚起	「誰でもたった1分 で1万円の現金をラ クラクGET!」な どとうたい多額の金 銭を支払わせる「一 般社団法人日本統計 機構」に関する注意 喚起	会員組織 の入会金	振込み・ クレジッ トカード	「一般社団法人日本統計機構」は、「誰でもたった1分で1万円の現金をらくらくGET!」などとうたって消費者を勧誘し、本登録会員になれば簡単なアンケートに答えるだけで収益を上げられるとして、高額な入会金を消費者に支払わせていたが、実際には、本登録会員になりアンケートに回答しても報酬を得られる仕組みにはなっていないことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/consumer_policy_caution_181109_0001.pdf
11	H31.2.13 注意喚起	「在宅スマホ副業で 7日で20万円稼げる 人続出中!」などとう たい、多額の金銭 を支払わせる「株式 会社トップ」に関す る注意喚起	システム の使用料	振込み・ クレジッ トカード	「株式会社トップ」は、「在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中!」などとうたって消費者を勧誘し、関心を持って連絡を取った消費者に対して、SNSを用いて集客し、集まった顧客に情報商材を販売すれば容易に収益が上げられるとした上で、SNSでの集客に必要だとして「自動システム」と称するSNSへの自動投稿ツールの使用料として高額な金銭の支払を求めていたが、実際には、当該ツールを用いてSNSに投稿を行っても、簡単に収益を上げられる仕組みにはなっていないことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示）。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2018/pdf/release_2018_190213_0001.pdf

No	実施日 措置	事案名	取引の対 象とされ た商品等	代金の 扱い	概要
12	H31.2.22 注意喚起	冬物ブランド衣料品の偽物を格安で販売する「CGJP株式会社」に関する注意喚起	冬物衣料品	代金引換・クレジットカード	<p>「CGJP 株式会社」（以下「CGJP」という。）は、ウェブサイト上で「こちらの商品はブランド、新品、工場直売です。」「すべては未使用の正規品です。」などと表示してカナダグース社製とする冬物衣料品を販売していたが、実際には、CGJP が販売する商品はいずれもカナダグース社製ではない偽物であることが判明した。また、ウェブサイトに記載されていた住所に CGJP は存在しなかった（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2018/pdf/release_2018_190222_0001.pdf</p>

消費者安全法（財産事案）の事務フロー



○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条

1～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二 （略）

三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7 （略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4 （略）

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第12条1項若しくは2項又は第29条1項若しくは2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 （略）

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条

1～3 （略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をと

らなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6～8 (略)

(罰則)

第五十二条 第40条第2項又は第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第51条及び第52条 1億円以下の罰金刑
- 二 第53条第2項及び前2条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
- 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であって、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
 - ロ 当該契約の目的となる商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であって将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。
- ハ・二 (略)
- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。
- 四 (略)
- 五 消費者との間の契約に基づく債務又は当該契約の解除若しくは解約によって生ずる債務の全部又は一部の履行を正当な理由なく、拒否し、又は著しく遅延させること。

六・七 (略)